

第25回 農業委員会総会議事録

日 時 令和4年7月25日 13:30～14:04

場 所 役場庁舎 会議室2

出席委員（承認印）

1 番 島次	2 番 埜田	3 番 李	4 番 八田	5 番 柚原	6 番 西野	7 番 水崎
8 番 小山	9 番 鎌田	10 番 真野	11 番 阿部	12 番 水崎	13 番 出羽	

欠席委員：島次代理、水崎委員、阿部委員

議案説明のため出席した職員：山下主事

1 開会

2 議事録署名委員の指名

4 番 八田委員
5 番 柚原委員

3 報告事項

- (1) 諸般の報告について
- (2) 7月の業務報告について
- (3) 8月の業務予定について

4 議案

- 第1号 合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第4号 職権による登記地目変更願について
- 第5号 農地パトロール（利用状況調査）の実施について

5 協議事項

- (1) 農地のあっせんについて
- (2) その他

6 その他

- (1) 次回の総会 8月25日（木）午後1時30分から
- (2) その他

事務局	お疲れ様でございます。 ただ今から第２５回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日、島次代理、水崎保好委員、阿部委員から欠席の届け出がありましたので報告いたします。また、事務局長の野原ですが、新型コロナウイルスの陽性となっていましたので、本日は欠席となりました。復帰は８月１日となっております。 それでは、これより先は議長の進行でお願い致します。
議長	皆さん大変ご苦労様でございます。 それではさっそく会議を始めていきたいと思います。 まず、日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 ４番 八田委員、５番 柚原委員 この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）の諸般の報告について 私が７月１４日に東京に再度陳情に行ってきたんですが、その内容については総会終了後説明させていただきたいと思います。 事務局からは？
事務局	ありません。
議長	それでは、（２）７月の業務報告 及び（３）８月の業務予定について事務局から説明願います。
事務局	議案３ページをお開きください。 （２）７月の業務報告についてですが ７月１４日、農業経営基盤強化促進法の一部改正に係る要請行動に出羽会長が参加されています。この時の報告については、先ほどもおっしゃられた通り、総会終了後にさせていただきます。 次に（３）８月の業務予定についてですが 今のところ下旬の総会及び総会終了後に広報委員会を予定しております。 以上で報告事項を終わります。
議長	次に、議案の審議へ移ります。 議案第１号 合意解約通知の成立状況の確認について 事務局から説明願います。 ここで一旦休憩させていただきます。 （休憩）
議長	それでは、議事を再開いたします。 事務局から説明願います。

事務局	【議案第 1 号について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく引き渡し前 6 ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 1 号 合意解約の番号 1 番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	議案第 1 号 合意解約の番号 1 番は、原案どおり可決決定されました。 続きまして、 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について （1）所有権移転の番号 1 番について 事務局から説明願います。
事務局	【議案第 2 号について朗読説明】 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書 1 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号 1 番について、現地確認委員の意見を求めます。 1 番 島次代理については本日欠席ではありますが、特にないということで報告を受けております。 8 番 小山委員 何か補足などありませんか。
小山委員	ありません。
議長	それでは、所有権移転の番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。

委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第2号 所有権移転の番号1番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	議案第2号 所有権移転の1番は、原案どおり可決決定されました。 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について 利用権移転の番号1番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第3号について朗読説明】
議長	それでは、利用権移転の番号1番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号1番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号1番は原案どおり可決されました。 続きまして、 議案第4号 職権による登記地目変更願について 番号1番について、私、出羽が当事者となっている案件ですので、 農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、 当該事案の審議開始から終了まで退席いたします。 議事進行を本来であれば島次代理ではありますが、次の番号の埤田委員 に任せたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 暫時休憩いたします。 (休憩) (出羽会長・退席) (埤田委員が進行)
埤田委員	それでは総会を再開します。

	番号 1 番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第 4 号 番号 1 番について朗読説明】
埤田委員	ただいま事務局から説明がありました。 番号 1 番について現地確認委員の意見を求めます。
	7 番 水崎保好委員は本日欠席ですが、現地確認をした際、特に問題なしと説明を受けております。
	1 2 番 水崎勝秀委員 何か補足などありませんか。
水崎委員	特に問題ありません。
埤田委員	それでは番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
埤田委員	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「はい」の声)
埤田委員	それでは、番号 1 番は原案どおり可決決定しました。
	以上で議案の審議を終わります。
	この後、議事進行を再び、出羽会長へ変わります。
	暫時休憩いたします。
	(出羽会長、着席)
議長	それでは会議を再開します。
	番号 2 番について事務局から説明願います。
事務局	【議案第 4 号 番号 2 番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。 番号 2 番について現地確認委員の意見を求めます。
	1 番 島次代理については特に問題ないということであります。
	8 番 小山委員 何か補足などありませんか。

小山委員	ありません。
議長	それでは番号２番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号２番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「はい」の声)
議長	それでは、番号２番は原案どおり可決決定しました。 以上で議案の審議を終わります。 次に、議案第５号 農地パトロールの実施について、事務局から説明願います。
事務局	それでは農地パトロールについてご説明申し上げます。 その前に皆さん、第２５回農業委員会総会資料の資料Ｎｏ．２というものと、農地パトロール実施報告書とＡ３版で農地パトロール村要図をご覧ください。 それでは資料Ｎｏ．２の１ページをご覧ください。 農地パトロール、正式には利用状況調査といいます。農地法抜粋の上段に記載しております、農地法第３０条において毎年１回、その区域にある農地の利用状況について調査するよう法律により、平成２１年１２月から義務付けられた調査となります。 また、さらに下段になりますが、農地法第３２条では、農業委員会は、農地パトロールの結果、その下の第１号で、「現に耕作に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」の場合やあるいはその下第２号の、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農地」があった場合は、所有者等へ利用意向調査を行うこととされております。 次に２ページをご覧ください。 こちらは農地パトロール実施に当たり調査の趣旨を徹底するため、中札内村農業委員会として平成２６年８月２７日から施行している実施要領となっています。 若干説明させていただきます。 第１条には、この調査の目的として、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策として実施するものであります。 次に第２条では、パトロールの実施時期については７月から９月の期間のうち１ヶ月を設定することとしており、例年では８月に実施しております。農業委員の改選年のときのみ９月に設定しています。

	次に第3条ですが、実施の対象については、村の全ての農地が対象となり、（１）から（６）に掲げる点を調査するものです。 特に調査の視点として主眼として上げさせていただければ（１）の遊休農地及び遊休農地の恐れのある農地の把握、（２）農地法の許可案件の履行状況の確認ということで、農地転用がされた案件の工事の進捗状況の確認をお願いしたいと思っています。 それから（４）農地の違反転用の未然防止及び早期発見に念頭に調査をお願いしたいと思っています。 次に第4条は、調査の実施にあたり総会で意思統一をすることを明記しており、次の第5条では、農地パトロールは区域を区切って地区担当の農業委員で実施となっておりますので、地区毎での調査をお願いしたいと思います。 次に3ページには、第6条で調査結果の整理等の対応を記載しております。 以上が実施要領の説明となりますが、今年度は8月をパトロール月間として、この要領に従って実施していただきたいと考えておりますので承認をお願いしたいと思います。 調査方法ですが、今ご覧いただいております資料の表紙をご覧ください。下段の方に四角く区切られていますが、地区割ごと、メンバーは地区ごとで、複数名でなるべくお願いしたいと思っています。もし時間調整などが難しい場合は、その地区ごとで区域を決めてそれぞれで実施してください。 もし遊休農地等があった場合は、農地パトロール実施報告書に記入してください。記入例については4ページに記載しております。皆様にお配りした農地パトロール村要図というほうにですね、もし仮に遊休農地等がありましたらその場所を印等つけてわかりやすくしていただきたいと思っています。 実施後は、8月25日、来月の総会までに農業委員会へ提出してください。該当箇所がない場合も、ご連絡をお願いいたします。 続きまして5ページをご覧ください。農地転用の履行状況を、外からで構いませんので確認していただきたいと思っています。気になる点がありましたら、農業委員会へご連絡いただきたいと思っています。 事務局として、気になっているところが数か所ございます。上札内地区で2ヶ所、中札内地区で1ヶ所です。自宅が近い方、上札内は2ヶ所とも出羽会長、中札内地区は八田委員が中心になっていただきたいと思っています。 農業委員の皆さんには、これから繁忙期を迎え、何かとお忙しい中、恐縮ですが、農地パトロールの適正な実施に向けてご協力をお願いいたします。 総会終了後、地区担当ごとで打ち合わせをしていただきたいと思っています。 以上、よろしくお願いします。 説明は以上です。
議長	例年通りの実施ということで、8月中にはパトロールしていただきたいということになっております。 何かわからない点などありますか。
委員	（「ありません」の声）

議長	ないようですので、今年度の農地パトロールは、８月に実施するということ でよろしいですか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは今年度の農地パトロールについては８月実施ということで決定い たします。
	以上で議案の審議を終わります。
	次に５の協議事項に移ります。
	（１）農地のあっせんについて事務局から説明願います。
事務局	議案１７ページをお開きください。 議案１７ページから３５ページまで、賃貸借の案件４７件を掲載しておりま す。 今回のすべての案件は、新規ではなく、利用集積計画の賃貸借の更新の案件 となっております。農地法３条の賃貸借は自動更新ですが、利用集積計画の場 合は設定した終期、契約期限で一旦契約が終了し、再度利用集積計画を改めて 設定することになります。 今回更新しようとする案件は、今年の１２月３１日までの終期、契約が一旦終了 します。そのため、６月に農地所有者に対して来年１月以降の意向調査を実施 し、再度貸したいと申し出のあった案件となっております。 これらの更新の案件につきましては例年事務局で調整させていただいてい ます。借り手の方からも意向調査を行って、借賃につきましては全部同額とな っております。なので今回この場ではあっせん委員長の選出はせず、もし売買 等であっせん委員会の開催が必要となった場合はご相談させていただきたい と思います。今回は議案ではなく協議ということもありますから、例年ですと 位置図や地番図をお付けしていましたが、今年から更新の関係で地番図等は省 略させていただきたいと思っていますので、ご理解の方をお願いします。
議長	ただいま説明がありました。 皆さんから何かございますか？
委員	（「ありません。」の声）
議長	なければ、事務局で手続きを進めていって、何か変更点があればあっせんに かけていくというような形にしたいと思いますので、よろしく願いたいと思 います。 それでは、農地あっせんについての協議を終わります。
	次に協議事項（２）その他については、事務局からないようですので、 皆さんからに何かございますか？
委員	（「ナシ」の声）

議長	それではないようですので、続いて、 日程 6 (1) その他ですが (1) 次の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局	(1) 次回の総会ですが、8月25日(木)、午後1時30分から、役場庁舎でお願いいたします。 以上です。
議長	次回の総会は、8月25日木曜日の午後1時30分からということで開催場所は、役場庁舎でお願いいたします。
	(2) その他 事務局から何かありますか。
事務局	事務局から3点ほどあります。 1点目は総会終了後に互助会の決算報告をさせていただきます。 2点目は皆様のお手元にお配りしております、ピンクの農業者年金を受給するにはという資料をご覧ください。こちらですが、農業者年金基金より毎年配付されていますが、令和4年度版の資料が完成しました。こちら後ろから2番目を見ていただきたいと思います、今年改正された内容が追加されております。年金を取得するために必要な手続きについて記載されておりますので、ぜひ皆さんご一読願いたいと思います。 3点目は皆様のお手元にお配りしていると思いますが農業委員会だよりの9月の骨格案をご覧ください。 今年度の9月号は次のような内容となっております。 表の下のスケジュールに記載されている通り、8月中旬に広報委員さんに原稿をあらかじめ送付して、8月25日の総会終了後に広報委員会を開催します。そして9月26日の総会の時に委員の皆様にお渡しして、各担当の所に配付していただきますようよろしくお願いいたします。 説明は以上です。
議長	その他、皆さんから何かありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	それではないようですので、以上で第25回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 (「お疲れ様でした」の声) (14時04分閉会)